

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（誰もが活躍できるまち）

1 男性中心型労働慣行変革と女性の活躍推進【重点】【女性の活躍推進】

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)働き方の改善による長時間労働の削減	①長時間労働の是正	・「イクボス」推進 ※「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと	市長の宣言をスタートとして、市役所にイクボスを増やしていくとともに、市内の企業や事業所にもこの取組が広がるよう働きかけ、御前崎市が働きやすいまちとなるよう取組む。	働き方の改革を進め、男女が共に自らの希望に応じた形で職業生活と家庭生活の両立を図るとともに、地域生活への参画や余暇の充実を通じて豊かな生活を過ごすことができるよう、働きやすい職場の実現を促す。	・市役所のイクボス宣言	・イクボスに関する情報をホームページや広報誌等で提供 ・イクボスに関する講演等の実施	・イクボスに関する情報をホームページや広報誌等で提供 ・イクボスに関する講演等の実施	・イクボスに関する情報をホームページや広報誌等で提供 ・イクボスに関する講演等の実施	企画政策課
	②市役所における働き方改革と女性活躍を推進する管理職の育成	1)女性職員の資質、能力向上を目的とした研修会等の実施 2)外部研修機関が実施する、女性職員の研修会等への受講促進	本市における責任ある地位に男女が偏りなく登用されることを推進するため、女性職員に研修会等を受講させ、管理職の育成を図る。	基本的に職員の自主性を尊重し、男女バランスよく研修受講者を募集するが、定員に満たない場合は、女性職員を指名し受講させる。	女性職員の研修会受講率	女性職員の研修会受講率	女性職員の研修会受講率	女性職員の研修会受講率	総務課
(2)女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援	①女性の人材発掘と人材情報の充実と活用	・女性人材バンク「やまももネット」への登録者拡大 ・やまももネット交流会、スキルアップセミナー	様々な分野で活躍している女性の情報を収集し、その情報を各種審議会等への登用促進等に活用すると共に、女性が主体的にいきいきと活躍できるようなネットワークの構築を図る。	市政に女性の視点を取り入れるため、女性の人材を集め、審議会等に女性委員を積極的に登用するよう促す。	・制度の啓発と人材発掘を行う。 ・やまももネット交流会の実施	・制度の啓発と人材発掘を行う。 ・やまももネット登録者スキルアップ講座・交流会の実施	・制度の啓発と人材発掘を行う。 ・やまももネット登録者スキルアップ講座・交流会の実施	・制度の啓発と人材発掘を行う。 ・やまももネット登録者スキルアップ講座・交流会の実施	企画政策課
	②女性のキャリア形成と能力発揮への支援	・交流の機会を提供 ・女性のキャリア形成支援のための講座の実施(隔年) ・ロールモデルや好事例の紹介	女性が有する潜在的な力が十分に発揮できるよう人材育成に取り組む。	男性中心型労働慣行を変革し、希望する女性が働き続けられる環境を整備する。	・女性のキャリア形成支援に特化した研修プログラムの作成 ・ロールモデルの紹介や企業における好事例等の情報提供	・女性のキャリア形成支援に特化した研修プログラムの作成 ・ロールモデルの紹介や企業における好事例等の情報提供	・女性のキャリア形成支援に特化した研修プログラムの作成 ・ロールモデルの紹介や企業における好事例等の情報提供	・女性のキャリア形成支援に特化した研修プログラムの作成 ・ロールモデルの紹介や企業における好事例等の情報提供	総務課・企画政策課
	③市役所における女性のキャリア形成のための計画的な体制の構築	女性職員のキャリア形成体制の構築 1)「キャリアデザイン研修会」の開催 2)「レベルアップ研修会」の開催 3)外部研修機関が開催する「女性職員のためのキャリアアップ研修会」への受講者派遣 4)外部機関が開催するシンポジウム等への参加者派遣	女性職員のキャリア形成を支援するとともに、管理・監督職への昇任に関する動機付けやマネジメント力の向上を図る。	基本的に職員の自主性を尊重し、男女バランスよく研修受講者を募集する。外部研修期間が開催する女性職員対象研修会への積極的に受講させる。	女性職員に対するキャリアアップ研修への計画的な参加奨励	女性職員に対するキャリアアップ研修への計画的な参加奨励	女性職員に対するキャリアアップ研修への計画的な参加奨励	女性職員に対するキャリアアップ研修への計画的な参加奨励	総務課
					やまももネット新規登録者数(5名/年)	やまももネット新規登録者数(5名/年)	やまももネット新規登録者数(5名/年)	やまももネット新規登録者数(5名/年)	
					女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 5名	女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 10名	女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 15名	女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 20名	
					【再掲】女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 5名	【再掲】女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 10名	【再掲】女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 15名	【再掲】女性のキャリア形成に関する講座への参加者数 20名	

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

2 政策・方針決定過程への女性参画の推進【重点】【女性の活躍推進】

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)市審議会等への女性の参画促進	①審議会・委員会への女性登用促進	・審議会、委員会所管課への女性委員登用の支援 ・審議会、委員会への女性の登用状況の調査	各審議会・委員会の構成の見直しや充て職の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用に努める。	政策・方針決定過程に男女それぞれの視点を取り入れるため、男女が共に参画する機会を提供する。	・女性人材バンク「やまももネット」の活用を促すなどして女性の登用促進への周知を行う。 ◎市の審議会等における女性委員の割合 30%	・女性人材バンク「やまももネット」の活用を促すなどして女性の登用促進への周知を行う。 市の審議会等における女性委員の割合 30%	・女性人材バンク「やまももネット」の活用を促すなどして女性の登用促進への周知を行う。 市の審議会等における女性委員の割合 30%	・女性人材バンク「やまももネット」の活用を促すなどして女性の登用促進への周知を行う。 市の審議会等における女性委員の割合 30%	全課
	②女性の人材発掘と人材情報の充実と活用(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	企画政策課
(2)企業・各団体・地域・行政における方針決定への女性の参画促進	①企業への女性の管理職登用促進についての情報提供と啓発	御前崎市ホームページ等での情報提供	国や県などの情報提供を行い女性の管理職登用促進を促す。	管理職登用促進に向けた情報の提供	御前崎市ホームページやチラシ等を市役所内に配架等での情報提供 月1回、年12回以上の情報提供	御前崎市ホームページやチラシ等を市役所内に配架等での情報提供 月1回、年12回以上の情報提供	御前崎市ホームページやチラシ等を市役所内に配架等での情報提供 月1回、年12回以上の情報提供	御前崎市ホームページやチラシ等を市役所内に配架等での情報提供 月1回、年12回以上の情報提供	商工観光課・企画政策課
	②地域の防災活動における女性登用の促進	・自主防災組織への男女共同参画の推進	働きに出る等して人が不足する時間帯の発災に備えると共に、日頃の意思決定の場や防災訓練への女性参画を増やし、より細やかな防災対策を図る。	固定的性別役割分担意識を解消し、自主防災組織の各班に男女双方が配置されるよう呼び掛ける。	防災事業説明会等で、自主防災組織における男女共同参画を促す。 ◎自主防災組織の各班において、男女双方が配置されている割合 33%	防災事業説明会等で、自主防災組織における男女共同参画を促す。 自主防災組織の各班において、男女双方が配置されている割合 37%	防災事業説明会等で、自主防災組織における男女共同参画を促す。 自主防災組織の各班において、男女双方が配置されている割合 41%	防災事業説明会等で、自主防災組織における男女共同参画を促す。 自主防災組織の各班において、男女双方が配置されている割合 45%	危機管理課
	③行政協力員への女性の登用促進	行政協力員への啓発	行政協力員へ女性の登用を促進するよう啓発を図る。	地域の慣習に対する男女それぞれの意識改革	1)総代会議や町内会長会議等での女性登用の啓発状況 2)行政協力員における女性の割合(132人中) 1)啓発回数 2回/年 2)女性登用数 1人	1)総代会議や町内会長会議等での女性登用の啓発状況 2)行政協力員における女性の割合(132人中) 1)啓発回数 2回/年 2)女性登用数 1人	1)総代会議や町内会長会議等での女性登用の啓発状況 2)行政協力員における女性の割合(132人中) 1)啓発回数 2回/年 2)女性登用数 1人	1)総代会議や町内会長会議等での女性登用の啓発状況 2)行政協力員における女性の割合(132人中) 1)啓発回数 2回/年 2)女性登用数 1人	総務課
	④市役所における女性管理職育成に向けた計画的な取り組み	女性職員に、さまざまな業務へ従事させ、庁内プロジェクトチームなどへの参加、他機関への派遣、積極的な研修の受講奨励	政策・方針決定過程への女性職員の管理職登用の推進を図る。	経験不足やそれに伴う能力開発の遅れ、また昇任意欲の希薄さをフォローする長期的な視点に立った取り組み	市役所における女性管理職の割合(一般行政係長以上) 20.0%	市役所における女性管理職の割合(一般行政係長以上) 20.0%	市役所における女性管理職の割合(一般行政係長以上) 25.0%	市役所における女性管理職の割合(一般行政係長以上) 30%	総務課

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

3 ワーク・ライフ・バランスの実現を可能にする職場環境の整備【重点】【女性の活躍推進】

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進のための広報・啓発活動	ワーク・ライフ・バランスの推進のための事業者への広報・啓発活動を充実させ、ワーク・ライフ・バランスへの取組を促進する。	ワーク・ライフ・バランスのとれた社会は、男女がともに、その個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現につながることを促す。	・ワーク・ライフ・バランスに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報	・ワーク・ライフ・バランスに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報	・ワーク・ライフ・バランスに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報	・ワーク・ライフ・バランスに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報	企画政策課・商工観光課
	②保育所・放課後児童クラブの拡充	・公立保育所の民営化 ・保育士の確保 ・クラブ支援員の確保とスキルアップ	民営化による保育士不足の軽減、クラブ支援員の確保と資質向上に努めることにより、保育サービスの充実を図り、子どもたちにより健全な生活の場を提供する。	子育てと就労の両立を支援することにより、女性が働きやすい環境を作る。	・保育士の確保 ・クラブ支援員の確保とスキルアップ ◎放課後児童クラブ登録人数 240人 ◎放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数 0人	・保育士の確保 ・クラブ支援員の確保とスキルアップ 放課後児童クラブ登録人数 245人 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数 0人	・公立園の民営化 ・保育士の確保 ・クラブ支援員の確保とスキルアップ 放課後児童クラブ登録人数 245人 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数 0人	・保育士の確保 ・クラブ支援員の確保とスキルアップ 放課後児童クラブ登録人数 250人 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数 0人	こども未来課
(2)仕事と生活の両立のための制度・環境の整備	①ワーク・ライフ・バランスに関する企業・団体向けの講座の実施	・男女共同参画フェスティバルの実施	ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女共に「いきいきとした働き方」の実現を目指すことを目的として実施する。	単に女性のみのワークとライフのバランスを図るだけでなく、男性の家庭や地域へのコミットを促す。	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施 参加者数80名	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施 参加者数80名	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施 参加者数80名	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施 参加者数80名	企画政策課・商工観光課
	②市役所における各種休業制度の導入・周知・促進	1)各種休業制度の導入及び周知並びに促進 2)男性職員による育児休暇の取得を奨励する方策の検討	介護休暇、看護休暇、育児休暇など取得しやすい職場環境の構築を図る。	女性に限らず、男女共同参画の視点で取り組む。	育児休業制度を分かりやすくまとめたものを職員に情報提供する 男性の育児休業取得者数 1人	育児休業制度を分かりやすくまとめたものを職員に情報提供する 男性の育児休業取得者数 2人	育児休業制度を分かりやすくまとめたものを職員に情報提供する 男性の育児休業取得者数 3人	育児休業制度を分かりやすくまとめたものを職員に情報提供する 男性の育児休業取得者数 4人	総務課
	③市役所における働き方改革と女性活躍を推進する管理職の育成(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

5 女性に対する暴力の根絶

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)女性に対する暴力(DV)根絶に向けた啓発の推進と相談体制の整備	①女性相談員による女性相談の実施	DVや離婚など女性が抱える様々な問題に対し、専門の女性相談員による女性相談を実施する。 (女性相談事業)	女性相談員を中心に、DV被害者の立場と意思を尊重した相談体制を実施するとともに、DV被害者の保護及び生活再建に向けて関係機関と連携した切れ目のない支援を行う。	DVIに対する正しい認識を広める啓発を行い、被害防止や問題解決に結びつくような適切な情報を提供する。	・女性相談事業の周知と相談体制の強化を行う。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等を活用した広報啓発回数 5回以上	・女性相談事業の周知と相談体制の強化を行う。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等を活用した広報啓発回数 5回以上	・女性相談事業の周知と相談体制の強化を行う。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等を活用した広報啓発回数 5回以上	・女性相談事業の周知と相談体制の強化を行う。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等を活用した広報啓発回数 5回以上	福祉課
	②DV防止啓発活動の実施	若年世代の正しい性知識の学習機会を提供するため、中学生を対象にデートDV防止に関する啓発や講座を開催する。	子供が暴力の被害者になることを防ぐとともに、将来暴力の加害者になることを防ぐため、若年者を対象とした取り組みを実施する。	中高生などの若年層への啓発について、教育委員会などの関係機関と連携して取り組む。	・中学生を対象にデートDV防止講座を開催する。 中学生向けのデートDV防止講座の開催 全校実施	・中学生を対象にデートDV防止講座を開催する。 中学生向けのデートDV防止講座の開催 全校実施	・中学生を対象にデートDV防止講座を開催する。 中学生向けのデートDV防止講座の開催 全校実施	・中学生を対象にデートDV防止講座を開催する。 中学生向けのデートDV防止講座の開催 全校実施	福祉課・企画政策課
(2)ハラスメント(セクハラ・マタハラ等)の防止対策の充実	①セクハラ・パワハラ等の防止への意識啓発	セクハラ・パワハラ防止のための広報・啓発活動	セクハラ・パワハラ防止のための広報・啓発活動を充実させ、セクハラ・パワハラ防止への意識を啓発する。	キャリアアップを目指す女性・短時間勤務者など、女性の活躍を背景としたセクハラ・パワハラ防止を促す。	・ハラスメントに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報 セクハラ・パワハラ防止に向けた研修等の啓発機会提供回数 年12回以上(月1回以上)	・ハラスメントに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報 セクハラ・パワハラ防止に向けた研修等の啓発機会提供回数 年12回以上(月1回以上)	・ハラスメントに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報 セクハラ・パワハラ防止に向けた研修等の啓発機会提供回数 年12回以上(月1回以上)	・ハラスメントに関する国・県等のリーフレットの配布 ・ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ等を活用した広報 セクハラ・パワハラ防止に向けた研修等の啓発機会提供回数 年12回以上(月1回以上)	企画政策課・商工観光課
	②市役所におけるハラスメント防止意識の啓発と研修会の実施	1)ハラスメント防止に向けた啓発・研修会の開催 2)庁舎内におけるハラスメント被害に関する相談窓口(メンタルヘルス窓口)の設置	セクハラ、マタハラ等は重大な人権侵害であると認識し、男女が互いの性を尊重する人権意識の確立を図る。	1)セクハラ相談者(被害者)の安全確保 2)問題解決のため関係機関との連携 3)問題解決に向けて相談しやすい体制の整備や支援情報の周知	1)ハラスメント防止に向けた啓発・研修会の開催による未然防止への意識づけ 2)メンタルヘルス・ハラスメント相談窓口の設置(開設)、利活用 1)コンプライアンス研修会 1回/年 2)相談件数 年60件	1)ハラスメント防止に向けた啓発・研修会の開催による未然防止への意識づけ 2)メンタルヘルス・ハラスメント相談窓口の設置(開設)、利活用 1)コンプライアンス研修会 1回/年 2)相談件数 年60件	1)ハラスメント防止に向けた啓発・研修会の開催による未然防止への意識づけ 2)メンタルヘルス・ハラスメント相談窓口の設置(開設)、利活用 1)コンプライアンス研修会 1回/年 2)相談件数 年60件	1)ハラスメント防止に向けた啓発・研修会の開催による未然防止への意識づけ 2)メンタルヘルス・ハラスメント相談窓口の設置(開設)、利活用 1)コンプライアンス研修会 1回/年 2)相談件数 年60件	総務課

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

6 生活上様々な困難を抱える人々への支援

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)への支援	①母子父子寡婦福祉資金の貸付・自立支援給付金の支給	・福祉資金の貸付(県事業)の周知 ・母子家庭等の母等が受ける職業訓練や教育訓練講座に係る費用に対し、給付金を支給	母子家庭等の母等の能力開発、資格取得を促進することにより、就職に有利かつ生活の安定を図る。	女性が資格を取得することで就職に有利となり、自立の促進につながる。	・事業のPR ・対象者の適正な把握 自立支援給付金受給者数 1人	・事業のPR ・対象者の適正な把握 自立支援給付金受給者数 1人	・事業のPR ・対象者の適正な把握 自立支援給付金受給者数 1人	・事業のPR ・対象者の適正な把握 自立支援給付金受給者数 1人	こども未来課
	②ひとり親家庭への医療費助成	・ひとり親世帯(所得税非課税世帯)の医療費の自己負担分を全額助成	所得の少ないひとり親家庭に対し、医療費を助成することで、経済的負担の軽減と健康維持を図る。	経済的負担の軽減により、母子家庭の自立の促進につながる。	・事業のPR ・対象者の適正な把握 医療費助成受給者数 90人(見込み数)	・事業のPR ・対象者の適正な把握 医療費助成受給者数 85人(見込み数)	・事業のPR ・対象者の適正な把握 医療費助成受給者数 80人(見込み数)	・事業のPR ・対象者の適正な把握 医療費助成受給者数 75人(見込み数)	こども未来課
	③児童扶養手当の支給	・ひとり親世帯に対し、扶養人数や所得に応じた手当を支給	比較的所得の少ないひとり親家庭に手当を支給することにより、生活の安定と子供の健全育成を図る。	経済的負担の軽減により、母子家庭の自立の促進につながる。	・事業のPR ・対象者の適正な把握 児童扶養手当受給者数 170人(見込み数)	・事業のPR ・対象者の適正な把握 児童扶養手当受給者数 165人(見込み数)	・事業のPR ・対象者の適正な把握 児童扶養手当受給者数 160人(見込み数)	・事業のPR ・対象者の適正な把握 児童扶養手当受給者数 155人(見込み数)	こども未来課
(2)高齢者や障がいのある人が自立して生活がするための支援	①地域包括支援センターによる総合相談・支援の実施	・総合相談支援事業	・介護保険サービスにとどまらない支援を可能にするため、関係機関と連携を取って対応していく。	・介護者を家族で支えていけるよう支援を行う。	・相談の随時受付 相談件数 2,500件	・相談の随時受付 相談件数 2,600件	・相談の随時受付 相談件数 2,700件	・相談の随時受付 相談件数 2,700件	高齢者支援課
	②障がいのある人に対する相談・支援	・家族教室の開催 ・こころの健康相談開催	障がいのある人を身近で支える家族に対して、研修や講演会などの機会を増やし支援の充実を図る。	家族や地域の方が支援者としてスキルアップできる勉強会や研修会を増やす。	障がい者とその家族を支援するための研修会・講演会等の開催 研修会・講演会の開催回数10回	障がい者とその家族を支援するための研修会・講演会等の開催 研修会・講演会の開催回数10回	障がい者とその家族を支援するための研修会・講演会等の開催 研修会・講演会の開催回数10回	障がい者とその家族を支援するための研修会・講演会等の開催 研修会・講演会の開催回数10回	福祉課
(3)様々な困難を抱える人への支援	①生活困窮家庭に対する相談・支援	専門の相談員が生活困窮者の抱える課題を評価、分析し、現在の状況についてニーズに応じた支援が行われるよう自立支援計画を作成し支援を行う。	生活困窮者を早期に発見し、生活保護に至る前の支援の強化を行う。	ニーズに合わせた職業紹介、面接対応、就労後のフォローアップなどを実施するため、就労支援員のスキルアップを図る。	生活困窮者に対する相談員の設置 相談員の人数3人	生活困窮者に対する相談員の設置 相談員の人数3人	生活困窮者に対する相談員の設置 相談員の人数4人	生活困窮者に対する相談員の設置 相談員の人数4人	福祉課
	②外国人住民への生活支援の充実	様々な行政情報等の多言語化(通訳・翻訳協力員の利用制度を活用)	外国人の多様な問題に対応できるよう、様々な行政情報等の多言語化を目指し、相互理解の促進を図る。	子育てや介護関連等の行政情報を中心に多言語化することにより、様々な男女共同参画への理解を促す。	行政情報等の文書やチラシの多言語化 ◎多言語化対応する文書等の数 年60件以上(月5回以上)	行政情報等の文書やチラシの多言語化 ◎多言語化対応する文書等の数 年60件以上(月5回以上)	行政情報等の文書やチラシの多言語化 ◎多言語化対応する文書等の数 年60件以上(月5回以上)	行政情報等の文書やチラシの多言語化 ◎多言語化対応する文書等の数 年60件以上(月5回以上)	企画政策課

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

7 性に関する理解促進と男女に対する健康支援

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)性差とライフステージに応じた健康支援	①妊婦健康診査費助成事業の実施	委託医療機関等で実施する基本健診、血液検査、血算検査、GBS検査等の費用の一部を助成する。	費用の一部を助成することにより、妊婦の健康管理の向上、安全な分娩、健全な児の出生に寄与する。	健全な出産により、女性の確実な社会復帰を促進する。	・事業のPR ◎妊婦健診受診率100%	・事業のPR ◎妊婦健診受診率100%	・事業のPR ◎妊婦健診受診率100%	・事業のPR ◎妊婦健診受診率100%	こども未来課
	②各種がん検診・健康診査の実施	乳がん検診 子宮がん検診	乳がん、子宮がんを早期発見し、死亡する可能性を減少させる。	女性特有のがん検診の受診率向上に取り組む。	受診しやすい環境整備 がん検診の周知 再勧奨通知の発送 乳がん検診の受診率23% 子宮がん検診の受診率20%	がん検診の周知 再勧奨通知の発送 乳がん検診の受診率24% 子宮がん検診の受診率21%	がん検診の周知 再勧奨通知の発送 乳がん検診の受診率25% 子宮がん検診の受診率22%	がん検診の周知 再勧奨通知の発送 乳がん検診の受診率26% 子宮がん検診の受診率23%	健康づくり課・こども未来課
	③健康相談・講座の実施	健康講座の実施	健康に関する知識の向上を図り、自ら健康行動ができるようにする。	女性自ら健康行動を取ることができるように取り組む。	健康講座 健康講座の参加者 延べ人数 70人	健康講座 健康講座の参加者 延べ人数 100人	健康講座 健康講座の参加者 延べ人数 100人	健康講座 健康講座の参加者 延べ人数 100人	健康づくり課・こども未来課・高齢者支援課
(2)性や妊娠・出産等に関する理解促進と支援	①性教育の充実	・小、中学校における性教育の実施	児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、性に関する正しい理解、知識を促す。	男女が互いの性の特徴や違いを理解し、相手を思いやり、尊重しあえるよう、男女の性に関する学習機会の充実を図る。	・小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施 ◎小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施率 全校実施	・小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施 小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施率 全校実施	・小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施 小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施率 全校実施	・小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施 小中学校における男女共同参画の視点に立った性教育の実施率 全校実施	学校教育課
	②子育て世代包括支援センターの運営	・専任のコーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの相談、情報提供、利用支援等を行う。	妊娠期から切れ目のない支援を行うことで、孤立化や育児不安の軽減を図り、虐待防止につなげる。	出産・育児をサポートすることで、子育てと仕事の両立を支援し、女性の社会復帰を促進する。	・コーディネーターの確保 ・支援体制の整備 コーディネーターの人数 1人	・コーディネーターの確保 ・支援体制の整備 コーディネーターの人数 1人	・支援体制の整備 コーディネーターの人数 1人	・支援体制の整備 コーディネーターの人数 1人	こども未来課
	③妊娠・出産に関する各種支援事業の実施	・不妊治療費助成 ・母子手帳交付時相談 ・マタニティセミナー ・ママ安心タクシー利用料金助成 ・出産奨励金の支給 ・新生児訪問	妊娠・出産期に育児面、メンタル面、経済面において様々な支援を行うことで、健全な出産ができる環境を整備する。	出産・育児をサポートすることで、子育てと仕事の両立を支援し、女性の社会復帰を促進する。	・各事業のPR ◎母子手帳交付時相談 100%	・各事業のPR ◎母子手帳交付時相談 100%	・各事業のPR ◎母子手帳交付時相談 100%	・各事業のPR ◎母子手帳交付時相談 100%	こども未来課

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（お互いが認め合うまち）

8 男女が共に担う子育てと介護への支援【重点】

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)家事・育児・介護への男性の参画促進	①家事・育児講座の開催と男性の参画促進	・パパママセミナーの実施	パパとママが協力し合って赤ちゃんのお世話をを行うよう、妊娠中から知っておきたい情報を伝える。	父親が積極的に育児に協力することで、母親が社会に出やすい環境を作る。	・事業のPR パパママセミナー参加者のうち男性の割合 50%	・事業のPR パパママセミナー参加者のうち男性の割合 50%	・事業のPR パパママセミナー参加者のうち男性の割合 50%	・事業のPR パパママセミナー参加者のうち男性の割合 50%	こども未来課
	②介護者教室の開催と男性の参画促進	・家族介護者教室(年3～4回)	・介護者の孤独感や不安感の解消 ・介護方法の知識や技術の習得支援	・介護者は多くは家族同居であっても女性が担っていることが多く、介護者の孤独感と負担軽減のため、男性の介護参加や家族相互の交流を支援する	・介護教室の男性の参加促進 ◎介護教室の男性の参加割合 26%	・介護教室の男性の参加促進 介護教室の男性の参加割合 27%	・介護教室の男性の参加促進 介護教室の男性の参加割合 28%	・介護教室の男性の参加促進 介護教室の男性の参加割合 30%	高齢者支援課
(2)多様なニーズに対応した子育て支援策の充実	①ファミリー・サポート・センターの運営	・子育ての支援を受けたい人(依頼会員)と支援できる人(提供会員)が登録し、一時預かりや送迎等の援助活動を行う。	子育て家庭の負担を少しでも軽減し、地域全体で安心して子育てできる環境づくりを目指す。	一時預かりや送迎を支援することで、母親が社会に出やすい環境を作る。	・会員の募集 ・事業のPR ◎ファミリー・サポート・センター登録者数 70人	・会員の募集 ・事業のPR ファミリー・サポート・センター登録者数 80人	・会員の募集 ・事業のPR ファミリー・サポート・センター登録者数 90人	・会員の募集 ・事業のPR ファミリー・サポート・センター登録者数 100人	こども未来課
	②延長保育・一時預かり保育等の充実	・標準保育時間(7:30～18:30)の前後30分間、保育時間を延長。 ・急用で子どもの面倒を看れない時、園で預かる。	保育時間の延長や一時預かりにより、子育ての負担軽減を図る。	保育時間の延長、一時預かりを充実することで、母親が就労しやすい環境を作る。	・保育士の確保 ◎延長保育実施園数 1園	・保育士の確保 ◎延長保育実施園数 1園	・保育士の確保 ・公立園の民営化 ◎延長保育実施園数 3園	・保育士の確保 ◎延長保育実施園数 5園	こども未来課
	③地域で子育て支援をする人材の育成	・つながる家庭教育 ・支援事業の推進	保護者が抱える子育てに関する悩みや不安の相談、家庭教育の学びの充実を図る。	女性の視点から、多くの家庭で抱える悩みや不安を解消し、支援の場の提供や社会に出るための助言を行う。	新たな家庭教育支援員の養成事業の検討 ◎家庭教育支援員の養成人数 6人	新たな家庭教育支援員の養成事業の実施 家庭教育支援員の養成人数 7人	新たな家庭教育支援員の養成事業の実施 家庭教育支援員の養成人数 8人	新たな家庭教育支援員の養成事業の実施 家庭教育支援員の養成人数 9人	社会教育課・企画政策課
(3)多様なニーズに対応した介護支援策の充実	①市民の介護予防に取り組む意識向上の促進	市内の75歳以上を対象に基本チェックリストの実施	自身の状態把握と介護予防に関する意識向上を図る	男性に興味のある内容を盛り込み参加を促す。	対象者に基本チェックリストの郵送 基本チェックリスト回収率 70%	対象者に基本チェックリストの郵送 基本チェックリスト回収率 70%	対象者に基本チェックリストの郵送 基本チェックリスト回収率 70%	対象者に基本チェックリストの郵送 基本チェックリスト回収率 70%	高齢者支援課
	②介護予防の担い手の確保	運動指導士の養成講座実施	地域でボランティアとして活躍する人材育成	男性に担い手の必要性を伝え、男性の人材確保の為に積極的に参加するよう促す。	運動指導士の養成講座実施 男性参加率 20%	運動指導士の養成講座実施 男性参加率 20%	運動指導士の養成講座実施 男性参加率 30%	運動指導士の養成講座実施 男性参加率 30%	高齢者支援課
	③各種介護予防教室の拡充・支援	各種団体からの要請に対し講話及び指導の実施	各種団体が継続的に充実した活動をするために専門職による支援	男性を集め、積極的に参加するよう促す。	要請に対する講話と指導 指導内容の一月後の実施率 30%	要請に対する講話と指導 指導内容の一月後の実施率 35%	要請に対する講話と指導 指導内容の一月後の実施率 40%	要請に対する講話と指導 指導内容の一月後の実施率 40%	高齢者支援課

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

9 固定的役割分担意識の改革

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)男女共同参画に関する情報収集・提供	①男女共同参画に関する統計を利用した実態把握や意識調査の実施	男女共同参画の実態把握や市民意識に関する調査の実施	各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、御前崎市における男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供する。	性別や世代に意識や生活感が異なることから、各世代に対応した啓発や広報活動を行う。	統計資料・関連情報を広く収集	統計資料・関連情報を広く収集	統計資料・関連情報を広く収集	統計資料・関連情報を広く収集 ・統計資料・関連情報を広く収集 ・後期実践計画策定のための男女共同参画に関する市民アンケートの実施	企画政策課
	②広報誌等による男女共同参画の啓発	・広報誌・同報無線による男女共同参画の啓発 ・男女共同参画の視点を持った本等の紹介	慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対して、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努める。	男女の固定的役割分担意識を背景とした社会制度・慣行は、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方や選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを促す。	・広報誌・同報無線による男女共同参画の啓発 ・男女共同参画の視点を持った本等の紹介	・広報誌・同報無線による男女共同参画の啓発 ・男女共同参画の視点を持った本等の紹介	・広報誌・同報無線による男女共同参画の啓発 ・男女共同参画の視点を持った本等の紹介	・広報誌・同報無線による男女共同参画の啓発 ・男女共同参画の視点を持った本等の紹介	
					性別に関わりなくその個性と能力を発揮する機会が確保されていると思う市民の割合30%(市民意識調査)	性別に関わりなくその個性と能力を発揮する機会が確保されていると思う市民の割合30%(市民意識調査)	性別に関わりなくその個性と能力を発揮する機会が確保されていると思う市民の割合30%(市民意識調査)	性別に関わりなくその個性と能力を発揮する機会が確保されていると思う市民の割合30%(市民意識調査)	
(2)固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報啓発活動の充実	①広報誌等による男女共同参画の啓発(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	企画政策課
	②男性にとっての男女共同参画の理解の促進	男性が家事・育児・介護への参画するための情報提供や講座の開催	男性が仕事だけでなく、家事・育児・介護に参画するよう、男性の意識改革を促し、家庭や地域など職場以外の場において積極的に役割を果たせるように支援を行う。	男女共同参画社会が、男性にとっても暮らしやすい社会でもあるということについて、男性の理解を深める。	男性が家事・育児・介護への参画するための情報提供	男性が家事・育児・介護への参画するための講座の開催	男性が家事・育児・介護への参画するための情報提供	男性が家事・育児・介護への参画するための講座の開催	
					男性が家事・育児・介護への参画するための情報提供・講座の開催 月1回以上(年12回以上)	男性が家事・育児・介護への参画するための情報提供・講座の開催 月1回以上(年12回以上)	男性が家事・育児・介護への参画するための情報提供・講座の開催 月1回以上(年12回以上)	男性が家事・育児・介護への参画するための情報提供・講座の開催 月1回以上(年12回以上)	

第3次御前崎市男女共同参画行動計画 実施計画書（全体版：2018年度～2021年度）

10 人権の尊重と男女共同参画の意識を高める学習機会の充実

◎総合的な成果指標

具体的施策の方向性	具体的な取組	事業の内容 (事業名)	事業の目的	特に男女共同参画(女性活躍)の視点で取り組むところ	計画期間内の取組内容				担当課
					2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
					活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	活動指標又は成果指標	
(1)男女の人権尊重に関する啓発及び教育の充実	①男女の人権の尊重に関する啓発活動の実施	小、中学校における道徳教育の実施	児童生徒が人間としての有り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。	固定的な役割分担意識に捉われない、また多様な性の有り方に関する理解、尊重のための学習機会の提供に努める。	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	学校教育課
		人権に関する学習の機会及び情報を提供する。	性別に関係なくひとり一人の個性を認め、尊重し合う意識を啓発する。	人権が侵されやすい女性に係る人権相談や活躍を促進する情報提供に努める。	人権啓発チラシ等の窓口配架。電話相談の周知。人権教室及び街頭啓発活動を実施。	人権啓発チラシ等の窓口配架。電話相談の周知。人権教室及び街頭啓発活動を実施。	人権啓発チラシ等の窓口配架。電話相談の周知。人権教室及び街頭啓発活動を実施。	人権啓発チラシ等の窓口配架。電話相談の周知。人権教室及び街頭啓発活動を実施。	福祉課
	②男女共同参画の視点に関する道徳教育の充実	小、中学校における道徳教育の実施	児童生徒が人間としての有り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。	固定的な役割分担意識に捉われない、また多様な性の有り方に関する理解、尊重のための学習機会の提供に努める。	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	学校教育課
		小、中学校におけるキャリア教育の実施	児童生徒一人ひとりが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、能力を発揮し、自立して生きていくために必要な教育の充実を図る。	性別に関わらず、個性や能力を重視した職業や進路を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図る。	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	学校教育課
	③キャリア教育の推進	小、中学校における道徳教育の実施	児童生徒が人間としての有り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。	固定的な役割分担意識に捉われない、また多様な性の有り方に関する理解、尊重のための学習機会の提供に努める。	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立った道徳教育の実施	学校教育課
		小、中学校におけるキャリア教育の実施	児童生徒一人ひとりが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、能力を発揮し、自立して生きていくために必要な教育の充実を図る。	性別に関わらず、個性や能力を重視した職業や進路を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図る。	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	小中学校における男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の実施	学校教育課
(2)学校、家庭、職場、地域などあらゆる場における男女共同参画意識の向上	①市民を対象とした講座の実施	社会教育学級及び家庭教育学級の支援	子育てや家庭についての不安や悩みを解消するための学習機会の提供や居場所づくりに取り組む団体を支援する。	子育て・家庭教育関連の講座を積極的に企画してもらえよう年度初めのヒアリングの際に団体に促す。	社会教育学級及び家庭教育学級への支援	社会教育学級及び家庭教育学級の支援	社会教育学級及び家庭教育学級の支援	社会教育学級及び家庭教育学級の支援	社会教育課・企画政策課
	②男性にとっての男女共同参画の理解の促進(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	企画政策課